

法人運営の基本方針

1 医療について

- (1) 私たちは一医療人としてはもとより、一人間として誠意をもって患者さんに接します。
- (2) 私たちは患者さん、ご家族との対話を最優先し、心のかよった医療を提供します。
- (3) 私たちは最新の医療情報を活用し、これからも知識の習得及び医療機器等への設備に投資していきます。
- (4) 私たちは地域の基幹病院や診療所との協力・連携を積極的に推進します。

2 患者さんとの関係について

- (1) 私たちは WMA リスボン宣言にある患者さんの権利を尊重します。
- (2) 私たちは患者さんと対等の立場でともに病気と向き合うべきと考えているため、「患者“さん”」とお呼びします。

3 求める職員像について

- (1) 私たちはここに掲げた理念に共感できる人、基本方針を理解して行動できる人を職員とします。

- (2) 私たちは学ぶ意欲のある職員を求め、人材の育成のためには投資を惜しみません。
- (3) 私たちは挨拶を励行し、患者さんや職員同士、また地域住民の方とも積極的なコミュニケーションを図ります。
- (4) 私たちはそれぞれの職種が専門性を発揮し、多職種協働のチームとして患者さんの治療にあたります。

4 地域・社会への貢献について

- (1) 私たちは地域の一員としての自覚を持ち、開かれた病院であるように努めます。
 - (2) 私たちは地域の方々が健康でより永く住み慣れた場所で生活できるよう、援助していきます。
 - (3) 私たちは地域の方が健康に暮らせるよう、正しい医療知識を分かり易く伝えま
- す。

5 法人の経営について

- (1) 地域の社会資本の一つとして、患者さんや職員が安心する、安定した経営基盤の確立に努めます。
- (2) 患者さんや職員の声を重視し、透明な経営に努めます。

- (3) 職員を公正に評価するよう努めるとともに、パワハラやセクハラに対して相談しやすい体制を構築し、厳正に対処します。
- (4) 職員のライフステージの変化にあわせ、多様な働き方ができるよう制度を柔軟に見直すとともに、生活と仕事の調和がとれ、心身の健康を保つ働き方を推進します。

6 取引先との関係について

- (1) 私たちは不当に高い価格、また不当に安い価格での取引は行わず、公正な価格で取引を行います。
- (2) 私たちは取引先に対しても法令の遵守を求め、違反している取引先とは付き合いません。
- (3) 私たちは反社会勢力と取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、万が一不当な要求がなされた場合には、職員の安全を確保し組織全体として対応します。

(ただし、反社会的勢力に属する場合であっても患者さんの立場で来院される場合には、これを妨げるものではありません。)

7 法令の遵守について

- (1) 私たちは法の目的を理解することに努め、たとえ合法であってもその法の趣旨に反することは行いません。
- (2) 医療事故等に関する訴えがあった際には必ず組織的に対応し、関係者が参加して個人の責任に固執しない再発防止策を進めます。
- (3) 患者さんや家族による暴言・暴力に対しては、防止対策を講じるとともに厳正に対処します。

2018年3月27日 常務理事会にて承認